

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第49回）議事録

1 日時 令和元年7月31日（水） 14:00～14:30

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、岡田 羊祐、
熊谷 亮丸、知野 恵子（以上5名）

（2）総務省

（総合通信基盤局）

谷脇 康彦（総合通信基盤局長）、竹村 晃一（電気通信事業部長）、
今川 拓郎（総務課長）、山崎 良志（事業政策課長）、
大内 康次（事業政策課調査官）、
富岡 秀夫（事業政策課市場評価企画官）、
大村 真一（料金サービス課長）、中村 朋浩（料金サービス課企画官）、
山路 栄作（データ通信課長）、
廣瀬 照隆（電気通信技術システム課番号企画室長）、
梅村 研（消費者行政第一課長）、中溝 和孝（消費者行政第二課長）

（3）事務局

後潟 浩一郎（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）報告事項

① 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証について

【平成30年8月23日付け諮問第25号】

開 会

○山内部会長　それでは、定刻でございますので、ただいまから、第49回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日の出席状況でございますが、委員8名でございます、8名中5名の出席ということでございますので、定足数を満たしていることを報告申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

報告事項

電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証について

【平成30年8月23日付け諮問第25号】

○山内部会長　本日の議題は報告事項1件でありまして、諮問第25号、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証についてでございます。

本件につきましては、前回、ご了承をこの場でいただきまして、中間答申案について意見招請を行ったところでございます。その意見招請の結果について、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会事務局において、考え方の案をまとめていただきました。これを特別委員会事務局より報告いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○山崎事業政策課長　事務局からご報告いたします。資料49-1-2をごらんください。中間答申（案）に対する意見及びこれに対する考え方（案）でございます。

本件意見募集は、5月29日から6月27日の期間行いました。法人・団体17件、個人15件、計32の意見提出者から意見をいただいております。

資料49-1-2、2ページ目以降に載せておりますけれども、かなり件数が多くございますので、主な意見について、また同じ意見についてはまとめて、また各意見の上に青い枠で意見の要旨をまとめてございますので、意見についてはその要旨をご報告しながら、考え方（案）のポイントを部分的にご説明したいと思います。

2ページをごらんください。まず第1部についての意見でございます。

1-1、Society 5.0の実現に向け、政府はICTによる新たな社会づくり

を促すような取り組みを後押しする政策を推進すべき。日本電信電話株式会社ほかからの意見です。考え方（案）、賛同のご意見として承ります。なお、NTTの業務範囲の整理に関していただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきますとしております。

同じ2ページ下段、2-1でございます。ICTリソースを最適に組み合わせて利用する仕組みの実現に向け、APIやデータフォーマットの標準化等が重要。また、NTTによる新たな情報通信基盤（IOWN）に関する取り組みについて政府は後押しすべき。日本電信電話株式会社のご意見です。右側、考え方（案）、ネットワークにおける仮想化の進展を踏まえ、必要なルールについて、引き続き検討を深めていくことが必要と考えており、今後の検討の参考とさせていただきます。基幹的コア網の在り方については、公正競争を確保する観点から検討が必要である旨、関係事業者等より指摘されていることも踏まえた多角的な検討が必要であると考えますとしております。

3ページをごらんください。2-2でございます。規制は最小限とすべき。一方で、仮にNTTグループの統合コア網が構築される場合は、公正競争上の影響が大きいため、オープン化等の措置が必要。KDDI株式会社からのご意見です。右側、考え方（案）でございます。真ん中あたり、新たな競争ルールの在り方について、引き続き検討を深めることが適当であると考えており、今後の検討の参考とさせていただきますとしております。

4ページをごらんください。他社設備の利用に関してです。

3-1、卸サービスをより機動的かつ柔軟に提供できる仕組みを導入すべき。日本電信電話株式会社ほかのご意見です。考え方（案）、他社設備の利用の在り方については、卸役務における料金を含めた提供条件の適正性等の確保が不十分である等の課題を踏まえ、検討を深めていくべきとされているところであり、今後の検討の参考とさせていただきますとしております。

同じ4ページ、下段です。3-2、NTT東西によるサービス卸は公正競争の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、提供条件の適正性等の確保や透明性の担保等が必要。KDDI株式会社のご意見です。考え方（案）でございますが、5ページ右側です。今後の検討の参考とさせていただきますとしております。

続きまして、7ページをごらんください。3-5でございます。MNO以外の多種多様な事業者が5Gインフラや仮想化技術等を活用し高度で多様なサービスの提供を可能

とすべき。株式会社オプテージのご意見です。考え方（案）、2行目でございます。M V N Oを含む競争事業者等に対するA P Iのオープン化等の仕組みについて検討することが必要と考えており、他者設備の利用の在り方等について検討を深めていくに当たっての参考とさせていただきますとしております。

8ページをごらんください。

3-6、新事業・新サービス創出を促進する観点から、禁止行為規制の対象事業者の指定基準から除外されている通信モジュールの定義を見直すべき。株式会社N T T ドコモのご意見です。考え方（案）です。引き続き、イノベーションの創出も念頭に置きつつ利用者視点に立った検討を深化していくことが求められるとされており、今後の検討の参考とさせていただきますとしております。

11ページをごらんください。4-3、市場の融合とルールの見直しに関するご意見です。

4-3、N T T グループが固定・移動通信を統合したコア網を構築した場合、公正競争を確保するための措置が必要。K D D I 株式会社ほかからいただいております。考え方（案）、新たな競争ルールの在り方について、引き続き検討を深めることが適当であるとされており、今後の検討の参考とさせていただきますとしております。

続きまして、13ページ、真ん中から下のところです。グローバル化に関するご意見です。

5-1、国内で事業を展開する海外事業者に対しても、同様の規律を適用すべき。また、N T T グループが海外O T T プレイヤーと競争していくために、N T T グループ間の共同調達を可能とする等、過去の整理を見直すべき。日本電信電話株式会社ほかのご意見です。考え方（案）、賛同のご意見として承ります。なお、国際競争力の観点からは、イノベーションの創出が促進されるとともに、ネットワークに関連する産業全体が活性化されることを目指していくことが期待されるとしているところであり、今後の検討の参考とさせていただきますとしております。

14ページをごらんください。ネットワークビジョンに関するその他の論点として、6-2でございます。

N T T 東西がローカル5 Gに参入した場合の競争環境への影響を踏まえ、必要な対応を検討すべき。K D D I 株式会社からのご意見でございます。考え方（案）、ご指摘の諸課題については、想定されるローカル5 Gの利用シーン等も踏まえつつ、公正な競争

環境の確保等の観点から必要に応じ検討されることが望ましいと考えますとしております。

18ページ目、第2部をごらんください。第1章、基盤整備等の在り方に関するご意見です。

下段、1-1-3をごらんください。NTTによる他者設備の利用を例外的に認める場合のセーフガード措置が必要となる理由を明確にすべく、以下を追記すべきとして、記載のご意見が書かれてございます。考え方(案)でございますが、NTT法は、少し飛びますが、公正競争の確保以外のNTTの責務についても定めているところです。これを踏まえ、中間答申の原案では、NTT法の趣旨を踏まえ、19ページまで飛びますが、自己設備設置を基本とすべきとした上で、他者設備の利用を例外的に認める場合のセーフガード措置について、公正競争環境の確保を含めた必要な措置の方向性を示しているところであり、原案のとおりといたしますとしてございます。

20ページをごらんください。新たなサービスの利用環境に関するご意見です。

1-2-1、社会構造の変化、市場動向、負担、技術革新等を踏まえた国民的議論が必要。日本電信電話株式会社ほかのご意見です。考え方(案)、ユニバーサルサービス制度の在り方については、国民生活を支える基盤となるサービスに係るルールづくりに直結するものであり、国民的議論を喚起していくことが必要であると考えます。引き続き、多様な関係者のご意見を踏まえながら検討を進めていくことが適当と考えますとしております。

それから、1-2-2でございます。公設の設備が更新時期を迎えるに当たり必要となる費用の負担が自治体にとって大きな課題とされている点について、裏付けとなる事実を示すべき。ソフトバンク株式会社のご意見です。この点につきましては、注記を案に加えまして、注記を付すこととしたいと考えております。以下、注記部分でございます。2017年度以降、各地域における市町村会及び各地方公共団体等から総務省に対して情報通信基盤の維持・管理・更新等に係る財政的支援の要望が44件提出されている(2019年6月末時点)。以上の注記を37ページの脚注21として新たに付すこととさせていただきたいと考えております。

続きまして、22ページをごらんください。

1-2-7、交付金制度の補てん対象範囲及びその額は必要最小限とすべきであり、以下を追記すべき。ソフトバンク株式会社のご意見として、資料記載の意見が出されて

ございます。考え方（案）、検討に当たりましては、国民経済全体における負担を考慮しと記載していることから、原案のとおりとさせていただきたいと考えております。

同じ22ページ、1-3、ユニバーサルアクセスの実現に関するご意見です。

1-3-2、検討を早急に進めるべき。鹿児島県企画部情報政策課のご意見です。考え方（案）、ユニバーサルアクセスについては、まずは競争によりサービスの高度化、普及促進を図ることを通じて実現を目指すことが重要であるとしており、今後の5Gの本格導入やフルIP化等の状況も踏まえつつ、継続的な検討を行うことが適当と考えますとしております。

24ページをお開きください。第2章、モバイルサービス等の適正化に向けて緊急提言に関する箇所です。

2-1-2、モバイル通信市場における料金サービス等については事業者間の自由な競争に委ねることが原則であり、規制は最小限に留めるべき。ソフトバンク株式会社のご意見です。考え方（案）、携帯電話事業者によるサービスや提供条件の工夫と競争は、最低限の基本的なルールを守りつつ行われることが必要と考えますとしております。

同じく24ページ、通信料金と端末代金の完全分離に関するご意見です。

2-2-1でございます。5G端末の普及に向け、適切な規律の見直しと柔軟な運用を要望。KDDI株式会社のご意見です。考え方（案）は、25ページまで行っていたきまして、1行目ですが、改正法に基づく措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて総務省において評価・検証を行い、見直しの必要性について検討することが適当と考えますとしております。

27ページをごらんください。第3章、モバイル市場の競争環境に関する箇所です。

3-1-1、改正法の趣旨を踏まえ、施行前を含めた事業者への指導の徹底、フォローアップ等を要望ということで、日本電信電話株式会社ほかのご意見です。考え方（案）、ご意見は、電気通信事業法改正法の施行に向けた取り組みに関してのものと思われるところ、総務省では、料金プランや販売手法等の見直しについて、携帯電話事業者に対して要請したと承知していますとしております。

28ページをごらんください。中古端末の国内流通に関するご意見です。

3-2-1、SIMロック解除の利用状況等についてフォローアップ等を要望。株式会社オプテージのご意見です。考え方（案）、総務省において、各社の対応のフォローアップや必要に応じた指導等が行われることが適当と考えますとしております。

29ページ、利用者料金等のモニタリングに関するご意見です。

3-3-2をごらんください。事業者にとって過度な負担にならないよう配慮を要望。KDDI株式会社のご意見です。考え方(案)、29ページの右側です。データ・情報の入手に当たっては、電気通信事業者の協力を得て行うものであり、営業秘密等が含まれる場合があるという観点も踏まえ、適切に対応を行うことが適当と考えますとしております。

31ページをごらんください。接続料算定に関するご意見です。

3-4-3です。第一種指定電気通信設備制度と同様の検証・公表措置を第二種指定電気通信設備制度において導入することは適当ではない。KDDI株式会社のご意見です。考え方(案)、MNOとMVNOとの公正競争確保に向けては、算定プロセスの一層の透明性向上を図ることが重要であるため、総務省において、算定根拠について、審議会への報告を行うとともに、可能な範囲で公表されるようにすることが適当であると考えますとしております。

32ページをごらんください。ネットワーク利用の同等性確保に関するご意見です。

3-5-2です。検証に当たっては、まずはその目的を明確にした上で、適切な検証方法を慎重に議論することが必要。KDDI株式会社のご意見です。考え方(案)、右側の中段でございます。モバイル市場における公正競争の確保に向けて、まずは、MNOの低廉な料金プランについて、接続料等の総額と営業費相当額との合計が利用者料金収入を上回らないものであるか等について確認を行うことが適当であると考えます。その上で、さらなる検証の在り方について検討していくことが適当であると考えますとしております。

33ページをごらんください。音声卸料金に関するご意見です。

3-6-2、各MNOは音声卸料金の見直しを図るとしていることから、その結果を踏まえて検証の必要性を判断すべき。KDDI株式会社ほかのご意見です。

考え方(案)、右側の真ん中あたりからですが、音声卸料金の設定に当たっては、実質的な利用者料金との関係において公正な競争を阻害しない水準とする必要があり、そのため、総務省において、実質的な利用者料金と音声卸料金の水準の比較を行う等により、検証を行うことが適当であると考えますとしております。

34ページをごらんください。セルラーLPWAに関するご意見です。

3-7-2、設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮が必要。ソフト

バンク株式会社ほかのご意見です。考え方（案）、真ん中あたりですが、専門家による検討体制による議論において参考とされるものと考えますが、セルラーLPWAの特性が十分に発揮されるネットワーク開放が、適正な条件のもとで早期に実現することが適当と考えますとしております。

39ページをごらんください。第4章、消費者保護に関するご意見です。

4-1-1、携帯電話の料金プランに関して、総額表示は利用者に誤認を与える可能性があること等に留意が必要。KDDI株式会社ほかからのご意見です。考え方（案）でございます。拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末代金の総額の目安を示すことを求めるガイドラインの改定に係る意見募集が行われていると承知しております。この改定を踏まえ、利用者が料金プランを選択する際及び契約を締結する際の参考となるよう、事業者において利用者にとって確認がしやすい工夫を行うことが適当と考えますとしております。

40ページをごらんください。4-3、広告表示に関するご意見です。

4-3-1、広告内容についての規制は必要最小限であるべき。ソフトバンク株式会社のご意見です。考え方（案）、同じ40ページの一歩下です。表現行為である広告の内容についての規制は、必要最小限であることが望ましく、自主的な取り組みを強化することが望ましいと考えますとしております。

4-5の2030年を見据えた消費者保護に関するご意見です。

4-5-1、将来のIoTサービスについて一律的な消費者保護ルールの適用は避けるべき。ソフトバンク株式会社のご意見です。考え方（案）、今後の検討の参考とさせていただきますとしております。

42ページをごらんください。第5章、ネットワーク中立性の章です。

5-1-2、ネットワーク中立性の確保に当たり、共同規制的なアプローチに賛同。ただし、海外OTT事業者の影響力により取り組みに支障が生じる場合は政府の積極的な関与が必要。日本電信電話株式会社ほかのご意見です。考え方（案）、今後の検討の参考とさせていただきますとしております。

43ページをごらんください。5-2、帯域制御に関するご意見です。

5-2-2、利用者のQoEを確保するために実施する制御について、固定通信事業者も可能とすべき。株式会社ジュピターテレコムのご意見です。考え方（案）、2行目ですが、今後の帯域制度ガイドラインの改定に当たり、基本原則等を踏まえて検討され

ることが適当と考えますとしております。

45ページをごらんください。優先制御に関するご意見です。

5-3-2、優先制御に関するルールにより市場の成長やイノベーションが妨げられないよう配慮すべき。中部テレコミュニケーション株式会社ほかのご意見です。考え方（案）、優先制御の在り方については、ユースケースの登場を踏まえて、今後関係者間において検討を進めることとしており、ご指摘の点については、その際の参考とすることが適当と考えますとしております。

5-4-2、ゼロレーティングやスポンサードデータの提供における「市場支配力を有するコンテンツ事業者・電気通信事業者」について、定義の明確化が必要。株式会社オプテージのご意見です。考え方（案）、今後総務省において、関係者の参画を得て解釈指針を取りまとめるに当たり、「市場支配力を有する事業者」の定義についても整理することが適当と考えますとしております。

47ページをごらんください。

5-5-3、トラヒック情報はセンシティブな経営情報であり、総務省によるトラヒックの実態の収集、把握に当たっては必要な範囲で行うべき。ソフトバンク株式会社のご意見です。考え方（案）、今後の検討における参考とさせていただきますとしております。

48ページをごらんください。地域IXやCDNに関するご意見です。

5-6-1、具体的な支援内容については、地域事業者と連携し、地域事業者の実情や将来のネットワークの在り方等を踏まえることが望ましい。一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟ほかのご意見です。考え方（案）、今後の施策の検討において参考とすることが適当と考えますとしております。

50ページをごらんください。第6章、プラットフォームサービスに関する章です。

6-1-2、「域外適用」について、対象となる事業者及び地理的範囲が明確でないため、グローバルに活動する事業者の混乱を招くことを懸念。BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンスのご意見です。今後、政策対応上解決すべき課題を洗い出す上での参考とさせていただきますとしております。

54ページをごらんください。6-3、電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の融合に関するご意見です。

6-3-1、過度な規制を課すことによりイノベーションの促進を阻害することのな

いよう配慮すべき。中部テレコミュニケーション株式会社のご意見です。考え方（案）、今後、政策対応上解決すべき課題を洗い出す上での参考とさせていただきますとしております。

56ページをごらんください。6-4、プラットフォーム事業者による、適切な取り扱いの確保に関するご意見です。

6-4-2、詳細な規制を規定するのではなく事業者の自主的な取り組みに委ねるべき。また、「域外適用」の導入よりも、国際的枠組みの発展を支援すべき。BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンスのご意見です。考え方（案）、少し飛びまして、関係者による自主的な取り組みを促す等の共同規制的なアプローチを適切に機能させるための具体的な方策についても今後検討を深めることが適当と考えます。また、少し飛んで、国際的なハーモナイゼーションや関係者間のコンセンサスづくりを図りながら、具体的施策を検討することが適当と考えますとしております。

59ページをごらんください。6-6のトラストサービスに関するご意見です。

6-6-1、法整備の検討を要望との富士通株式会社からのご意見です。考え方（案）、その右側ですが、トラストサービスの法制度化に向けた検討を進めていくことが適当と考えますとしております。

61ページをごらんください。第7章、2015年電気通信事業法改正法の施行状況に関するご意見です。

7-1、電気通信市場検証会議において、「NTT東西及びNTTドコモに対する禁止行為規制の適用範囲の妥当性」及び「NTT東西のFTTH光卸サービスに対する規律の必要性」について、総合的な検証及び評価を要望というご意見をKDDI株式会社からいただいております。考え方（案）、今後の参考とさせていただきますとしております。

ほかにもご意見たくさんいただきましたけれども、主なものについて意見、それから考え方の案をご紹介しますいただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただいた内容について、ご意見、ご質問等を伺いたしたいと思います。どなたかご希望の方いらっしゃいますか。

岡田委員、どうぞ。

○岡田委員 ありがとうございます。前回、欠席してしまったものですから、全体像

といいますか、今回の中間答申の全体像についてコメントというか意見もあわせて申し上げたいと思うのですが、非常に包括的な検討をされておられて、今後のネットワークのあり方も含めて、非常に、ある意味野心的な取りまとめをされたんだなと評価しております。

まず1つ目として全体的なコメントですが、ネットワークのあり方を論じる場合に、設備に着目するのか、機能に着目するのかというポイントがあるかと思います。とりわけ5Gの今後のネットワークの構造をにらんだときに、やはり設備というよりは機能あるいはその機能を実現するためのいろんな機材ですね、こういったものの役割が非常に重要になっているように思います。とりわけ5Gに関しては、通信半導体、これがなければ何もできないわけですが、実際には通信半導体の主要な特許は、ごく一部の企業、具体的にはクアルコムといった企業が占有している状態が続いていて、実際にはクアルコムのいろんなライセンス条件にかなり制約をされて、多くの事業者が事業を展開せざるを得ない状況が続いていると思います。現にクアルコムをめぐる裁判が世界中で活発になっている。とりわけライセンス条件に係ることで、そういう状況が続いているわけです。そういう状況をにらむと、やはり機能を実現するために何が不可欠性の要件になるのかということについて、知財も含めた、無形財産も含めた検討というものがやはり今後重要になってくるのではないかと思います。

また、関連して、そういった無形財産への研究開発投資ですね。あるいはそういうものに対するいろんな形での囲い込みというか、そういったものがやりやすくなるような競争環境、競争ルール、設備投資よりも、無形資産への投資がもっと活発に行われるような競争ルール、こういったものが非常に重要になっていくのではないかと思います。これが1点目、非常に概括的なコメントです。

2つ目として、第4章で消費者保護ルールの在り方という議論がされている。これも非常に重要なポイントだと思うのですが、消費者保護ルールに係る規制というものは、電気通信事業法にとどまらず、個人情報保護法であるとか独禁法であるとか、あるいは諸外国のいろんな法規制、こういったものが全部かかわってきて、しかもこれらの法規制は域外適用が基本という状況にあるわけですから、そういったさまざまな法規制の調整ルールが非常に重要になってくるだろうと思われまます。

そういった観点では、具体的な事案に即して考えるほうが本当はいいんでしょうけれども、どのような法規制を適用していくのかという考え方が今後非常に重要になってく

るであろうと思っております。

それから、第5章で共同規制という話が展開されていて、これは別の政府内部のいろいろな検討会でも共同規制という考え方が非常に強く出されているのですが、その場合の共同規制の範囲に関してですね、ぜひ諸外国のプラットフォーム企業、GAF A等の企業、こういった企業とのいろいろなやりとりということをもっと積極的にやっていかないといけないと思います。また、そういうことをさせるために、どのような方策、手段をとっていくのか、非常に難しい課題ではあるんですが、そういったことを考えざるを得ないし、そうしなければ共同規制の実効性も絵に描いた餅に終わってしまう危険があるのではないかと感じました。

以上です。

○山内部会長 ありがとうございます。コメントということによろしいですかね。

そのほかに何かございますか。どうぞ、知野委員。

○知野委員 非常に多岐にわたって検討がされていて、情報通信技術が変わっていくんだということがよくわかります。

これによって消費者、利用者も相当な変化を受けることになるという意味で、消費者保護ルール、それから2030年を見据えた消費者保護のあり方、この辺については、これからどんな変化が起こり、どんな問題が生じ得るかというケーススタディのような形でよりわかりやすく伝えていくことが必要だと考えました。

以上です。

○山内部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、ご意見が出尽くしたということでございますので、この辺で意見交換を終了したいと思います。

本日、委員の皆様からいろいろなご意見をいただきましたけれども、中間答申案については、事務局からご説明のあった脚注の追加を除きまして、大きな修正を要する意見は特段なかったと理解をしております。したがって、本案を8月に開催予定であります情報通信審議会総会において、当部会から中間答申案として提案することとしたいと思います。ご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山内部会長 ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきます。

閉 会

○山内部会長　以上で本日の議題は終了いたしました。

委員の皆様から何か、特段のご発言があれば伺いたと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局から何かございますか。

○後潟管理室長　ございません。

○山内部会長　それでは、本日の会議を終了とさせていただきます。

なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局よりご連絡を差し上げます。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。